

美幌町教育大綱(案)

計画期間：令和5年度(2023)～令和8年度(2026)

～ 夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり ～



BIHORO

Since 1887

令和5年12月

美幌町

目 次

I	はじめに	1
II	大綱の位置付け	1
III	大綱の期間	2
IV	美幌町の教育のめざす姿	2
V	大綱の基本目標	2
VI	大綱の基本方針	2～6
	1	学校教育の充実	
	2	社会教育の充実	

I はじめに

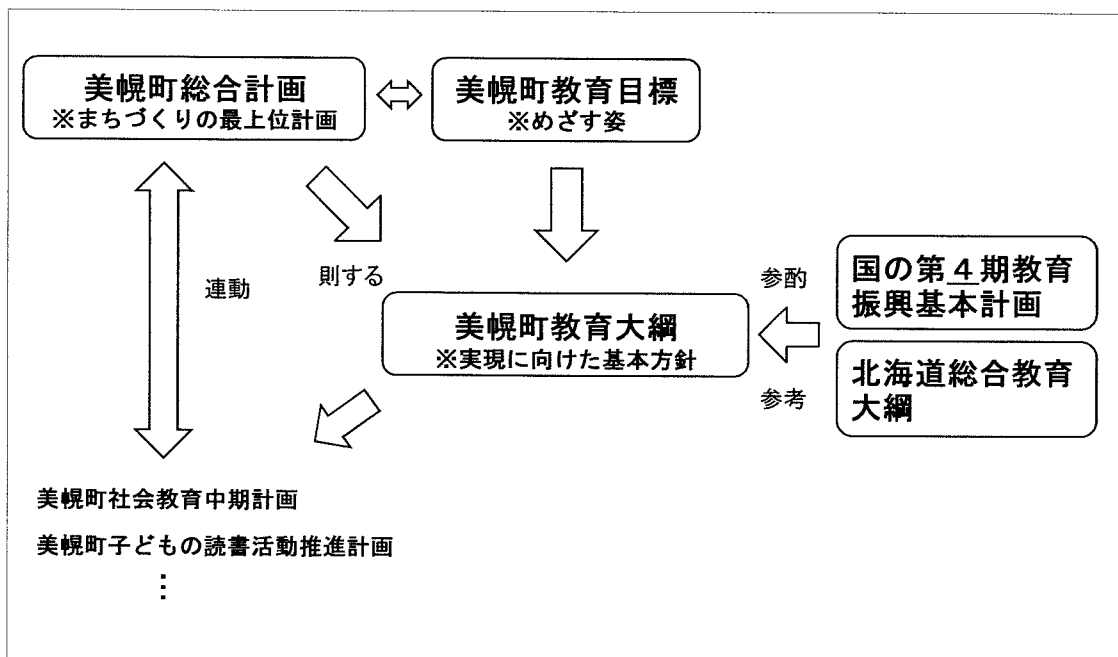
新型コロナウイルス感染症の感染拡大という予測困難な事態が生じ、我が国の教育の課題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもたされましたが、少子化・人口減少、グローバル化の進展、格差の固定化など現在も様々な社会課題を抱えている状況にあり、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となっています。

このような状況のなか、美幌町の次の時代を担う人材を育成するため、ふるさと美幌で子どもたちが生き生きと学び育つことができ、あらゆる世代が生涯にわたり自ら学び、各人が学習の成果を地域社会で生かせるよう、美幌町の教育の基本である「美幌町教育目標」の実現をめざして、今後の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を示す「美幌町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

II 大綱の位置付け

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、美幌町の教育がめざす基本目標や方針を明らかにするものであり、美幌町総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整し、町長が策定するものです。

こうしたことから、美幌町におけるまちづくりの最上位計画である「第6期美幌町総合計画」を踏まえて策定いたします。



※美幌町総合計画 … 本町におけるまちづくりの最上位計画で、第6期は平成28年度（2016年度）から令和8年度（2026年度）までの11年間の計画。将来像と、教育・民生など分野別の基本目標などを定めている。

◎将来像：「ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ」

Ⅲ 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

ただし、国、道及び町の計画変更並びに今後の社会情勢の動向等により、本大綱に見直しが必要な場合は、総合教育会議において協議・調整の上、見直しを行います。

Ⅳ 美幌町の教育のめざす姿

美幌町教育目標をめざす姿と位置付け、その実現をめざします。

『人間性豊かな教育を目指して』

- ◎正しい判断と行動のできる児童生徒の育成をはかる学校教育を推進する
- ◎明るく豊かな町づくりをすすめる社会教育を推進する
- ◎美幌町教育の発展と充実を期する教育行政を推進する

[昭和58年2月制定]

Ⅴ 大綱の基本目標

第6期美幌町総合計画における教育分野の教育目標を、大綱の基本目標として位置付けます。

『夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり』

Ⅵ 大綱の基本方針

1 学校教育の充実

学習指導要領の「生きる力」を育むという理念のもと、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」が備わり、『知・徳・体』の調和のとれた教育環境づくりを推進します。

(1) SDGs・ESDの推進（新規）

地球規模の課題を自分の事として捉え、何ができるかを主体的に考える力を持つ人材の必要性が大きくなっていることから、世界中が抱える様々な問題の解決に向けた持続可能な開発目標(SDGs)と、この考えを子どもたちに知ってもらい、持続可能な社会の創り手を育む教育(ESD)の推進を図ります。

(2) ICT教育の推進（新規）

GIGAスクール構想の下、一人一台端末を整備してICT教育を進めています。これからの情報化社会を生き抜くために、学習基盤ともなる情報活用能力の向上を目指し、ICT機器の効果的な活用と学習環境の整備・充実を図ります。

(3) 小中一貫教育の推進（新規）

子どもたちの取り巻く教育環境の変化や学校が抱える課題の多様化などに対応するため、より質の高い教育活動が求められています。小・中学校の協働・連携により学力向上や児童生徒の社会性・自己意識の育成など、教育効果・教育環境の向上が期待される小中一貫教育と、町立学校の最適化に向けた検討を進めます。

(4) 幼児教育の推進（改正）

幼児期は、次代を担う子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育は生涯にわたる学習の基礎をつくることや、あと伸びする力を培うことが重視されています。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続は重要であるため、一人一人の持つ良さや可能性を見出す幼児教育の推進を図り、家庭や地域、また、認定こども園や保育園等との相互連携の充実に努めます。

(5) 確かな学力を育成する教育の推進（改正）

子どもたちには、生きる力の中核となる確かな学力づくりを築くため、基礎的・基本的な知識・技能に加えて、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた幅広い学力を育てることが必要です。

学校間・校種間の連携を強化しながら、個別最適な学びや協働的な学びの充実を図ります。あわせて、外国語（英語）教育のさらなる充実のほか、学校図書館を有効活用した取組を進めます。

(6) 健やかな身体を育成する教育の推進（改正）

子どもたちが生涯にわたってたくましく健やかに生き抜くために、「早寝・早起き・朝ごはん」など日常生活における望ましい生活習慣や、体力向上に繋がる運動習慣を身に付けさせる取り組みを進めます。あわせて、学校・家庭・関係機関と連携した地産地消、食品ロス削減等の取組による食育事業を進めます。

(7) 豊かな心を育成する教育の推進（改正）

子どもたちに、規範意識や倫理観、命を大切にする心や思いやりと感謝の心を育み、社会の一員として互いに支え合う共生の心と、豊かな人間性を育む道徳教育の推進に取り組みます。あわせて、地域における自然体験や社会体験など様々な体験活動を通じて、美幌町の良さを知り、地域の文化や産業などへの理解を深め、郷土を愛し、心を育むふるさと教育を進めます。

(8) 教育相談体制の充実 (改正)

不登校等の子どもを取り巻く環境改善と心の成長を支援し、子どもたちに寄り添った対応・心のケアを行うため、教育相談員やスクールカウンセラー等を確保しながら関係機関と密接な連携を図り、教育相談体制の充実と早期対応に努めます。また、いじめは「どの子どもにも、どこの学校でも起こりうる」という強い共通認識を持ち、「いじめは断じて許さない」という土壌を醸成して、子どもに関わるすべての人が、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めます。

(9) 特別支援教育の充実 (改正)

すべての子どもたちが必要な教育的支援を受け、社会的自立や参加に向けて一人ひとりに応じた適切な支援を行います。また、関係機関と連携した効果的な支援を行い、多様性を尊重した教育環境の充実を図ります。

(10) 信頼される学校づくりの推進 (改正)

教職員の指導力や資質・能力の向上を図るため、積極的な研修への参加を促進するとともに、授業実践交流や校内研修、また、公開研究会による授業公開などを通して授業改善に取り組み、信頼される学校づくりを進めます。

また、町指導主事による学習指導や教育課程などに対応する専門的事項の指導助言を行います。

(11) 地域と連携した学校づくりの推進 (改正)

学校評価の実施により地域の声を学校運営に生かしながら、幅広い地域住民の参画を得て、地域と連携した学校づくりに取り組んでいきます。

特に、スポーツ・芸術分野などについては、外部講師による指導や地域資源（自然、環境、人）を積極的に活用し、部活動の地域移行を含めた特色ある学校づくりを進めます。

あわせて、学校運営協議会制度を積極的に活用しながら、「地域の子どもは、地域で育てる」仕組みを推進し、信頼され且つ地域とともにある魅力ある学校づくりの取組を進めます。

(12) 高等学校との連携協力 (改正)

町内で唯一の高校、オホーツク管内で唯一の農業科を持つ高校として、魅力ある情報を内外に広く発信し、生徒募集及び望まれる各種支援に取り組むとともに、間口確保や教育施設の充実のため、道教委に対して、地域一丸となった要請活動に取り組んでいきます。

(13) 学校施設や良好な教育環境の整備・充実 (改正)

子どもたちが快適で安心して学べる適切な学習環境を確保するため、財源確保に努めながら「美幌町学校施設長寿命化計画」を基に、教育ニーズに適合した施設設備や機器更新に係る計画的な教育環境の整備を進めます。

2 社会教育の充実

だれもが明るく元気でいきいきと暮らすため、学習機会の提供やスポーツ、芸術・文化活動への支援など、生涯を通じてお互いに学びあい、高めあえる、活力ある生涯学習社会の構築を図ります。

(1) 青少年の健全育成の推進

家庭・学校・地域社会が一体となって、青少年の健全育成と命を守るための環境づくりを進めるため、生活習慣や学習習慣を含めた子どもの体験学習の機会の充実を図ります。

(2) 生涯学習の推進

町民の自主的・自発的な学習支援のため、子どもから高齢者までを対象とした講座や教室の開催、団体・サークルの主体的な教育活動の支援を推進します。また、社会教育委員の活動充実による町民意見の反映のほか、町民会館を学びの場として有効活用できる取り組みを進めます。

(3) 芸術・文化活動の推進

芸術や文化活動への意識を高め、心の豊かさと潤いをもたらし、活力ある地域づくりを目指します。また、「びほーる」を活動拠点として、芸術文化鑑賞の機会を提供し、発表の場の充実が図られる取り組みを進めます。あわせて、トップアーティストとして活躍できる人材育成の環境整備を進めるほか、町民が主体的に芸術・文化活動に親しむことができる取り組みに支援します。

(4) スポーツの推進（改正）

スポーツの振興は、心身の成長を促し活力を与え、健康保持や子どもたちの体力向上が期待できます。あわせて、トップレベルとして活躍できる人材育成の環境整備を進めるほか、スポーツイベント等によるトップアスリートとの交流により、夢と希望の持てる環境づくりを進めます。

(5) 社会教育施設や良好な教育環境の整備・充実（改正）

【マナビティーセンター】

町民の学習活動の拠点施設として、団体・サークルの主体的な教育活動を支援し、各種講座や教室開催による学習機会の充実に努めるとともに、適正な施設の維持管理により、文化活動の充実を図ります。

【図書館】

地域社会、町民のニーズに応じた知識や情報提供のサービス、文化的で豊かな生活を推進する事業等の充実を図るとともに、子ども・高齢者・障がい者、だれもが利用しやすい魅力的な施設・設備・サービスの改善に努めていきます。また、巡回司書を活用し学校図書館への支援を組織的に進め、児童生徒の読書活動推進を支援していきます。

【博物館】

調査研究活動により教育資源の収集と保存に努めるとともに、その成果を子どもたちへの体験学習に活かすため、さらなる学校との連携を図ります。また、「美幌小学校のかしわ」をはじめとする町文化財や史跡を保護・活用し、次世代につなげる活動を進めるとともに、飽和状態にある収蔵庫の新たな整備に向けた取り組みを進めます。

【町民会館・びほーる】

生涯学習、芸術・文化活動の拠点として、講座や研修会、各種管内・全道大会を誘致し、様々な利用方法で町民に提供することにより、町民の生活及び文化の振興並びに福祉の増進を図る取り組みを進めます。また、施設稼働率が高いことから、安心安全な利用を提供するため、適正な維持管理に努めます。

【トレーニングセンター・屋内多目的運動場】

既存施設（トレーニングセンター・管理棟）と屋内多目的運動場の効率的な利用調整を行うとともに、施設の利便性や維持管理コストの軽減を図るなど、スポーツ振興の推進に努めます。

(6) 第8次美幌町社会教育中期計画の推進（改正）

令和3年度に策定した「第8次美幌町社会教育中期計画(令和4～9年度)」の着実な推進のため、関係各課において単年度事業計画を立案・推進します。年度末には行政内で評価を行うほか、社会教育委員による客観的評価を受け翌年度以降の事業内容の改善の一助にするとともに、各年度の評価を次期計画策定の基礎資料とします。